

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月24日

横浜市契約事務受任者  
健康福祉局長 佐藤 泰輔

## 1 契約の概要

### (1) 件名

物価高支援給付金給付事業に係る事務局運営委託

### (2) 委託業務の内容

物価高支援給付金給付事業に係る書類の印刷・発送、給付管理システムの手配、確認書(申請書)等の受理・審査、コールセンターの設置・運営等を行うための事務局を運営する。

## 2 履行(納品)場所

横浜市健康福祉局総務部総務課臨時特別給付金担当、その他委託者が指定する場所、受託者の負担により国内に用意する場所

## 3 契約日

令和6年12月26日

## 4 履行期間

契約締結した日から令和7年3月31日まで

## 5 契約金額

384,260,641円

## 6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 JPメディアダイレクト(東京都港区虎ノ門1丁目21-17)  
代表取締役 佐野 公紀

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するために重点支援地方交付金を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を目安として、給付金の支援を行い、また住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については、子ども一人当たり2万円を加算する旨が盛り込まれ、各市町村においては可能な限り早期の予算化に向けた検討

を速やかに進めるよう事務連絡が発出されました。

また、同年 11 月 29 日には、重点支援地方交付金の閣議決定の事務連絡が発出されています。そこで、国からの事務連絡をもとに低所得世帯（住民税非課税世帯）を支援する取組を進めるにあたり、可能な限り早期に支給できる体制を構築する必要があったため、緊急契約を締結しました。

#### 8 契約の相手方の選定理由

物価高支援給付金給付事業の給付を行うため、次の3点について、迅速かつ安全に業務が履行出来る業者であること、かつ、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和6年度）及び定額減税補足給付金給付事業」にかかる受託会社であること。

- (1) 100 席規模のコールセンターを短期間で用意し、適切な案内体制を構築すること
- (2) 申請書類等の手配、発送を令和7年2月上旬頃までに実施すること
- (3) 書類の発送から給付までを一括で管理するシステムを立ち上げ、運用すること

#### 9 所管課

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当